

兵庫県立こども病院床頭台等設置・運営事業者の募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立こども病院の指定場所において、床頭台等を設置・運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年11月29日

兵庫県病院事業

兵庫県立こども病院長 飯島 一誠

1 公募内容

- (1) 件名
兵庫県立こども病院床頭台等設置・運営事業者の選定
- (2) 概要
兵庫県立こども病院の一部について行政財産使用許可を受け、床頭台等を設置・運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。
- (3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要
 - ア 所在地
神戸市中央区港島南町1丁目6番7
 - イ 施設の名称
兵庫県立こども病院
 - ウ 許可予定箇所の位置及び許可予定台数
募集要項に記載のとおり
- (4) 行政財産の使用許可期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）
- (5) 行政財産の使用料
 - ア 基本使用料
病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料
 - イ 価格提案に係る使用料
床頭台等に係る売上実績額に一定の割合を乗じた額

2 応募資格

次の要件をすべて満たす者に限り、応募することができます。

- (1) 事業実績のある者
当院と同程度の規模の病院において、床頭台等の運営事業を、公募開始日の前日までの過去3年以上継続して健全な経営を行っている者
- (2) 実行力のある者
募集要項に定める条件を充足し、床頭台等の運営事業を円滑に実行できる資力、信用及び能力等を備えている者
- (3) 欠格要件のない者
次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 兵庫県から指名停止措置を受けている者
 - イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
 - ウ 国税及び県税を滞納している者
 - エ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
 - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒654-0081 神戸市中央区港島南町1-6-7
兵庫県立こども病院総務部経理課
電話 (078) 945-7300 (内線24105)
Fax (078) 302-1023

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和3年11月29日(月)から12月9日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年11月29日(月)から12月9日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和3年12月9日(木)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、ファクシミリ又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年11月30日(火)から12月6日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和3年12月6日(月)必着とする。

ウ 回答方法

令和3年12月7日(火)から12月9日(木)

電子メール又はFAXにより、質問書を提出した全員に対して行うとともに、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和3年12月8日(水)から12月16日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成28年1月26日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要項に定める。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立こども病院(新病院)床頭台等設置・運営事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称を、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、兵庫県立こども病院（新病院）の指定場所における床頭台等の設置・運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、企画提案者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要項による。